

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：小児医療費助成制度の拡充（案）について

日時：令和4年11月15日（火）10：25～10：30

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

小児医療費助成事業について、制度の拡充を図ることにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため。

●付議概要

小児医療費助成制度の通院医療費助成について、対象年齢を中学3年生まで拡大し、所得制限の撤廃を行う。

1 拡充の背景・制度拡充の考え方

本制度について、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるとの考えを基本に、国に対し要望を行っているが、国としての制度構築の動きが見えてこないことから、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、本制度を拡充する。

2 拡充の内容

(1) 通院助成対象年齢を中学3年生まで拡大し、所得制限を撤廃する。

(2) 通院医療費について、0歳～小学3年生については保険医療費の自己負担額を助成する。

小学4年生～中学3年生（申請者が市民税所得割非課税の場合を除く）については保険医療費の自己負担額のうち1回あたり500円を超える金額を助成する。

3 拡充の時期

令和5年9月から制度の拡充を実施する。

●結論

案のとおり了承。